

岩手県告示第146号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和7年3月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間
県道	遠野停車場線	遠野市新穀町45番17地先から中央通り191番10地先まで
県道	遠野住田線	遠野市大工町239番1地先から中央通り301番2地先まで